

令和8年7月1日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

1	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について	1
2	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の一部改正について	3
3	共生社会の実現に向けた取組について	5
4	DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について	9
5	「かながわ人権施策推進指針」の改定について	14
6	(仮称)一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について	20
7	「神奈川県手話推進計画」の改定について	22
8	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画の中間年の見直しについて	25
9	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について	27
10	今後の県立障害者支援施設のあり方について	33

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果等を報告する。

条例の見直しの結果

改正及び運用の改善等を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県手話言語条例	条例及び計画において課題等に対応が必要な部分があることから、改正及び運用の改善等を検討する。

参 考

条例の見直し結果概要

	条 例 名	神奈川県手話言語条例
	条 例 番 号	平成26年神奈川県条例第89号
	所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
	条 例 の 概 要	ろう者とりょう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めている。
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （ 現在でも必要 な条例か。 ）	<p>本条例は、ろう者とりょう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としており、目指すべき方向性として妥当ではあるが、まだその目的が十分に達成されているわけではなく、取組を継続していく必要がある。</p> <p>また、令和7年6月に「手話施策推進法」が制定され、地方公共団体が手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると条例と同趣旨の記載があるが、「市町村との連携及び協力」や「県民の役割」は条例のみに記載されており、県において手話に関する施策を総合的に推進していくため、引き続き規定していく必要がある。</p>
	有効性 （ 現行の内容で課題が 解決できる か。 ）	<p>本条例が制定され、手話普及推進に係る取組の方向性や県、県民、事業者等の役割が明確になったことで、手話の普及推進を図る上での指針として、本条例の規定は有効である。</p> <p>一方で、手話やろう者に加え、盲ろう者に対する理解を促進することなどが引き続き課題となっており、条例の改正や条例に基づき策定する計画の改定によりその対応を検討する必要がある。</p>
	効率性 （ 現行の内容で効率的 といえるか。 ）	本条例に基づく手話推進計画が策定され、その計画に沿って様々な取組が進められており、効率的に機能している。
	基本方針適合性 （ 県政の基本的な方針 に適合しているか。 ）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」実施計画のプロジェクト10「共生社会」における構成施策「障がい児・者ととともに生きる社会の実現」に適合している。
	適法性 （ 憲法、法令に抵触しない か。 ）	特に法に抵触するような内容はない。
	その他	
見 直 し 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	理 由 等
		<p>条例及び計画において課題等に対応が必要な部分があるため。</p>

2 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の一部改正について

令和5年4月に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)の一部改正について、当事者団体等に対し、条例改正の方向性について説明し、意見を伺ったので、状況を報告する。

(1) 経緯

- ・ 県障害者施策審議会当事者部会において、盲ろう者の当事者委員から、「盲ろう」は障害者基本法をはじめ、関係法令には1つの障害種別として明示されておらず「盲ろう」をもっと知ってほしい、条例に位置付けてほしい、などの意見をいただいた。
- ・ また、災害時には、障がい者、とりわけ盲ろう者は、外部からの情報へのアクセスやコミュニケーションに大変な困難があり、支援の充実を図る必要があるとともに、令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がい者の情報保障や意思疎通支援の更なる充実が求められている。
- ・ 条例は、施行の日から起算して5年を経過するごとに見直しを行うことと定めているが、諸情勢の変化に応じ柔軟かつ果敢に見直しを行うこととの意見が付されており、施行5年の経過を待たず、一部改正を検討することとした。

(2) 当事者団体等の意見

約90の県内関係団体に対し、条例改正の方向性について説明し、18の団体から書面又はヒアリングにより意見を伺った。

【条例改正の方向性】

- ・ 県が取り組む基本的な事項として、障害者の情報保障、意思疎通支援等に関する条文を追加し、とりわけ情報へのアクセスに大きな制約を受けている盲ろう者を施策の対象として明記する。

【主な意見】

- ・ 情報保障の推進は重要な部分なので改正には賛成である。
- ・ 情報保障の推進は「盲ろう」だけでなく、他の障害についても施策の対象として条文に明記してもらいたい。
- ・ 災害時の対応に向け、例えば、視覚障害の方に情報をどう伝えていくか等を決めておいたほうがいい。

- ・ 情報提供やコミュニケーション支援には、障害特性に応じた配慮や情報機器・デジタル技術（ICT）活用も必要。

(3) 改正素案の作成に向けた今後の進め方

引き続き、当事者団体等の意見を伺いながら、検討を進める。

- ・ 県が取り組む基本的な事項として、情報へのアクセスに制約を受けている障がい者の情報保障、意思疎通支援等に関する条文を追加する。
- ・ 「盲ろう」のほか、他の障害の明記について、引き続き検討する。
- ・ 条例改正に合わせて具体的な取組の検討を進める。
- ・ 特に災害対応については、具体的な取組の検討を行う。
- ・ ICT活用について、条文に加えることを検討する。

(4) 今後のスケジュール

令和8年7月	引き続き関係団体・市町村への説明及びヒアリング
～8月	を実施
	障害者施策審議会障害当事者部会で意見を伺う
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例改正素案を報告

3 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和8年度の取組について報告する。

(1) 取組の方向性

令和7年度の県民ニーズ調査における「ともに生きる社会かながわ憲章」(以下「憲章」という。)の認知度は、28.3%だった。

津久井やまゆり園事件から10年となり、事件を風化させないため、共生社会の実現に向けて、更に多くの県民に憲章の理念を知っていただくとともに、県民の意識や行動の変容を促す参加型の取組を充実・強化する。

(2) 具体的な取組内容

ア 津久井やまゆり園事件追悼行事

今年は事件から10年の節目となることから、より多くの方々に思いを寄せていただけるよう、追悼式を7月25日、相模原市立あじさい会館で開催するとともに、追悼式の後には、これからの当事者目線の障害福祉を県民の皆様と一緒に考える「誓いの集い」を行う。

また、お亡くなりになった方々の命日である26日は、津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメントで献花・献灯を行う。

さらに、デジタル献花も実施する。

(ア) 追悼式

日時：令和8年7月25日(土)13時30分～14時30分

場所：相模原市立あじさい会館

(イ) 誓いの集い

日時：令和8年7月25日(土)15時30分～17時30分

場所：相模原市立あじさい会館

内容：知事、相模原市長、津久井やまゆり園長の講演、有識者や障がい当事者のパネルディスカッション等

(ウ) 津久井やまゆり園における献花・献灯

日時：令和8年7月26日(日)10時～18時

場所：津久井やまゆり園

内容：献花していただく方々が、亡くなられた方々に静かに心を寄せることができる場を設けるとともに、鎮魂のモニュメントのそばに、地域の自治会や小中学校の皆さんからの追悼のメッセージを記入いただいた灯籠を約500基配

置し、献灯を行う。

(エ) デジタル献花

津久井やまゆり園に来られなくても献花ができるよう、7月中旬ごろから約1ヶ月間、インターネットを活用したデジタル献花を実施する。

(オ) 「ともに生きる」映像制作

事件の風化を防ぎ、「ともに生きる社会」を考えるための映像制作を行う。

イ 憲章・「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)の普及啓発

(ア) 県民に対する広報

- ・ 憲章の理念を普及するため、リーフレットやチラシをイベント等で配布する。
- ・ とともに生きる社会かながわ推進週間(7月20日～26日)では、ポスターの駅貼り等の発信に加え、企業、大学、団体、スポーツチーム等と連携したイベントやコラボ企画の実施、協力によって幅広い対象への普及啓発を実施する。
- ・ 「ともいき大使」の金澤翔子さんと一緒に憲章の普及活動を行う。
- ・ 県内で共生社会の実現に向けて活動している方を「ともいきマイスター」として任命し、県内各地で憲章の普及活動を展開する。
- ・ 「ともいきボランティア」による地域イベント等で憲章の普及活動を行う。
- ・ 「ともいき寄付」の募集

(イ) 「ともいき」を学ぶ取組(若年層)

- ・ 当事者と一緒に楽しみながら「ともいき」を考えるワークショップなどを実施する。
- ・ 小・中・高等学校・大学等で出前講座を実施する。
- ・ 中・高等学校での憲章ポスターパネルの設置や、「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進に取り組む。
- ・ 若年層に憲章の理念を分かりやすく伝えるため、ともいきコンセプトブック「みんなってだれのこと？」を県内の小学校に配布し、授業等での活用を促進する。
- ・ 高校生・大学生のチームが日頃実践している共生社会の実現に向けた活動内容の発表や、ワークショップを行う共生社会実践セ

ミナーを開催する。

(ウ) 「ともいき」を体感する取組（地域でのつながり）

- ・ 公共施設等での「ともいきゆうえんち（インクルーシブ移動遊園地）」を実施する。
- ・ 障がい者を含む多様な人々が農作業を気軽に体験できるユニバーサル農園（藤沢市）で、種まきや収穫イベントを実施する。
- ・ 第3回かながわともいきアート展を実施する。（10月下旬～11月上旬、横浜赤レンガ倉庫を予定）

ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- ・ 当事者を対象とした生きづらさの改善に向けたメタバース上のワークショップを実施する。
- ・ 農福連携を進めるための就農体験会（お試しノウフク）の実施
- ・ 障がい当事者団体が行う勉強会やネットワークづくり等に対し、学習会開催や紹介冊子作成等への支援を行う。
- ・ 民間事業者と連携して、障害福祉サービス事業所の自主商品開発や販路開拓、飲食系事業所のメニュー開発や店舗の魅力向上を行うことにより、工賃の向上と利用者の働きがいの向上を図る。
- ・ ボランティア団体と県が協働し、移動や情報の壁によって社会参加が難しい方が、移動支援や情報保障などのサポートを受けて地域イベント等に参画する取組を行う。

エ ともいき拠点化の取組

(ア) 県庁内における取組

- ・ 週10時間未満の短時間による障がい者の雇用を開始する。また、「ともいきチーム」を作り、憲章や条例の普及啓発に係る企画・運営や、出前講座への講師派遣、庁内各部署への当事者目線に立った助言を行う。
- ・ 県庁東庁舎11階にアクアポニックス(※)を活用した農福連携による県庁屋上FARMを開園し、障がい者の新たな働き方として広く県民、民間企業・団体等に発信する。

※「アクアポニックス」とは、魚と野菜を同じシステム内で一緒に育てる生産手法を指す。

(イ) 津久井やまゆり園における取組

津久井やまゆり園において園の利用者と希望する市民とのマッチングを行い、ともに過ごす体験を重ねながら家族的な関係を築く交

流事業を行う。

オ 意思決定支援の理解促進

- ・ 県内の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者や相談支援専門員を対象に、意思決定支援の基礎や具体的手法を学ぶ研修を実施する。
- ・ 令和5年度に作成した「県版ガイドライン」や新たに作成した「はじめて取り組む支援者向け意思決定支援の手引き」に基づき障害者支援施設に対する取組を継続して行うとともに、意思決定支援に取り組む施設の好事例を共有する「実践報告会」を開催する。

(3) 主なスケジュール

令和8年7月	ともに生きる社会かながわ推進週間 (20～26日)	
	津久井やまゆり園事件追悼行事 (25日及び26日)	相模原市立あじさい会館、津久井やまゆり園
9月	メタバース上の居場所づくり(～10月)	<オンライン>
11月	第3回かながわともいきアート展 (10月下旬～11月上旬)	横浜赤レンガ倉庫
12月	共生社会実践セミナー	県庁(大会議場)
	いのちの授業大賞 表彰式	県庁(大会議場)
令和9年2月	ともいきメタバースワールド ともいきゆうえんち	<オンライン> 横浜市内(調整中)
通年	就農体験会(お試しノウフク)	藤沢・平塚・厚木・大和など
	各種地域イベントでの憲章PR活動	全県(24回以上を予定)

4 DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について

県では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援施策に取り組んでいる。

昨年明らかになった、川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援の充実に向けて取組を進めており、その進捗状況及び今後の取組について報告する。

(1) 令和8年度の主な施策・取組

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等の「いのち」を守り、安心して自分らしく暮らすことができるよう、未然防止から自立支援まで、切れ目ない支援を実施する。

ア 未然防止

(ア) 広報・周知啓発

- ・ DV・ストーカー被害者だけでなく、被害者の周りにいて支えてくれる人等に向けた、相談窓口や支援情報の周知広報の強化（県ポータルサイトリニューアル・動画作成・SNS広告等）
- ・ 女性支援の仕組みや相談窓口の周知広報の強化（小冊子・カードの作成、配布等）
- ・ 一般向けのDV防止講座の開催
- ・ 中学生・高校生向けの「デートDV（恋人同士の暴力）」に関する漫画等を活用した小冊子の配布と出前講座の実施

(イ) 相談体制の強化

- ・ DV・ストーカー被害者からの相談に対して、行政機関や警察等が連携してワンストップ支援を行う「DV・ストーカー被害相談支援センター」の設置（令和8年度中）
- ・ 「DV・ストーカー被害相談支援センター」、女性相談支援センターや県保健福祉事務所等における相談支援の記録・管理や情報連携を円滑に行うためのシステムのモデル的な構築
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するため、民間団体と連携した人材養成講座の実施
- ・ 女性相談支援員向け研修の充実や体系化、当事者目線に立った

支援の充実のための女性支援に関する手引きの作成

- ・ 女性相談支援員の配置を促進するため、市における配置費用の一部を補助
 - ・ 困難な問題を抱える女性のための総合相談窓口の設置による民間団体と連携した寄り添った支援の提供（相談、（対面・電話・メール・SNS）、訪問支援、同行支援など）
 - ・ DV、デートDV、ストーカー被害等に悩む方が相談しやすいLINE相談の実施
 - ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストの作成及び相談現場での活用
- (ウ) 民間団体と連携した支援
- ・ 困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援の実施
 - ・ 困難な問題を抱える女性やDV被害者等を支援する民間団体に対する補助

イ いのちを守る（安全確保）

(ア) 行政と警察との連携強化

- ・ 行政と警察との定期的な協議や情報連携の強化
- ・ 県警職員、女性相談支援員、民間支援団体が地域において顔が見える関係づくりを進めるためのワークショップの開催(年2回)
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストの作成及び相談現場での活用(再掲)
- ・ DV・ストーカー被害者やその家族が抱える事案の法的整理を行い、被害者の訴えを的確に警察等に伝えるための弁護士相談の実施

(イ) 一時保護の強化

- ・ 市町村・民間団体・警察と連携・協力した迅速かつ適切な一時保護の実施
- ・ シェルターへの入所に迷いがある方の意思決定の時間と安全を確保するための一時的な緊急避難先の提供
- ・ 一時保護を受託する民間シェルターについて、委託費に賃料や、夜間支援等を行う体制確保に係る費用を加えることによる民間団体の安定した運営支援と新たなシェルターの確保
- ・ 男性、性的マイノリティの方が利用できるシェルターの運営を民間団体との協働事業により実施

(ウ) 加害者対応の強化

- ・ DV加害者対応プログラムを実施する民間団体への補助
- ・ DV加害者及びストーカー加害者への対応方法やアプローチ方法に関し、被害者支援の視点での課題整理や対応策の研究の実施

ウ 自立支援

(ア) 多様なニーズに応じた自立支援機能の強化

- ・ 女性自立支援施設における、DV・ストーカー被害者や困難な問題を抱えた女性の保護、自立支援
- ・ 困難な問題を抱える女性が、スマートフォンの利用や、通勤の継続など、社会とのつながりを持ちながら自立を目指すための入所型支援施設「わたしのお家」の運営
- ・ 困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援の実施（再掲）

(イ) 伴走支援

- ・ 女性相談支援員による継続的な相談支援
- ・ 女性自立支援施設における、行政機関や医療機関への同行支援など、退所後の生活支援の実施
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するため、民間団体と連携した人材養成講座の実施（再掲）
- ・ 女性相談支援員向け研修の充実や体系化、当事者目線に立った支援の充実のための女性支援に関する手引きの作成（再掲）
- ・ 困難な問題を抱える女性やDV被害者等を支援する民間団体に対する補助（再掲）

(2) 条例制定に向けた検討状況

シンポジウムや、支援関係者を構成員とする支援調整会議で、普遍的な仕組みとして条例制定への意見があり、県として、当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みとして、条例制定に向けた検討を進めている。

令和8年第1回定例会でのご議論や、支援調整会議での意見を受け、前回定例会で報告した条例イメージ（案）のパブリック・コメントは見送り、引き続き支援調整会議で条例の内容について丁寧に意見を聴きながら検討を進めることとした。

ア 支援調整会議代表者会議における意見交換の状況

令和8年5月26日に代表者会議を実施し、条例が目指す社会や、未

然防止から自立支援まで切れ目なく支援を行うことの重要性、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法に規定されている支援主体や支援施策の連携を図り、3つの法律に横ぐしを刺し、施策の充実を図る考え方について意見交換し、さらに次回議論を深めていくこととなった。

(主な意見)

- ・ 条例の目指すもの、とりわけ地域の実情に即して何をその中で獲得していくのかを明確にしていくため、条例を定める意義を共有していくことが必要。
- ・ 条例では、支援の主体となる行政や警察の役割を明確にするとともに、民間団体との協働について規定することが必要。
- ・ 女性支援法が規定する支援は、社会的な構造による様々な困難から脱却し、DVやストーカー等のいのちに関わる被害を受けずに済み、本人が目指す生活を実現する、未然防止や自立支援の役割を担っている。女性支援法がなぜ女性だけが対象になったかという背景を踏まえて条例のあり方を考える必要がある。
- ・ DV被害、ストーカー被害、それぞれの特性がある中で、条例を制定する目的について、共通認識を持ちながら議論していくことが大切。
- ・ 条例の範囲を明確化することで機能するものになるので、そうした観点で条例の対象を検討する必要がある。
- ・ 実務上、DV被害者とストーカー被害者の特性は違い、また、男性被害者と女性被害者の特性も違うが、加害者から引き離す、被害者を逃がすという点においては、初動は同じである。既存の女性支援のシステムを活かしたまま、初動で被害者と加害者を引き離すところを条例で規定できるとよいのではないか。
- ・ 条例を定める意義は、国の法律に定められていないものを、地域の課題や実情に応じて定めることと考えている。条例の対象については、自治体における支援の状況や、川崎の事件を受けて支援を強化しているという点を踏まえながら、定める必要があるのではないか。
- ・ 男性支援については十分ではない自治体がある中で、条例がどういった形になるのか具体的に考える必要がある。

(3) 切れ目ない支援の実現等に向けた国への提案活動

- ・ 令和7年12月 関東地方知事会議

DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援体制の強化や、一時保護、加害者への対応にかかる制度改正や法整備等について、本県の提案により国に要望を行った。

- ・ 今後の提案活動

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援を確実にかつ継続的に行うため、DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法の三法に規定されている支援施策の連携を図るための法改正や加害者への対応に係る法整備等に関して、提案活動をする予定。

(4) 今後の進め方

引き続き、困難な問題を抱える女性等支援調整会議、男女共同参画審議会、市町村、民間団体、被害当事者等との意見交換の実施等により、支援施策の充実や、条例で目指す姿とその内容について検討を進め、県議会での議論をいただく。

5 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

人権意識調査やかながわ人権政策推進懇話会等の意見を受け、令和8年度中にかながわ人権施策推進指針の改定を行うこととし、骨子案を報告する。

(1) 改定の経緯

- ・ 本県における人権施策の根幹となる「かながわ人権施策推進指針(改定版)」(以下「指針」という。)は、平成15年の策定後、東日本大震災の発生をはじめとした社会情勢の変化に対応するため、平成25年3月に改定を実施した。
- ・ その後、「津久井やまゆり園事件」の発生や、コロナ禍における医療従事者等への差別問題、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の急増などが新たに生じている状況を鑑み、これらの人権課題に対する県の姿勢を明確にするため、令和4年3月に第2次改定を実施した。
- ・ その際、今後は5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することを定めており、前回の改定から5年を迎える令和8年度中に指針を改定することとしたい。

(2) 改定の概要

人権意識調査の結果や当事者等へのヒアリングの検証及びかながわ人権政策推進懇話会における議論等を進め、社会情勢の変化を踏まえた上で、指針の改定を行う。

ア 人権意識調査の結果

(ア) 実施概要

調査対象 県内に在住する18歳以上の個人 3,047人

調査方法 インターネットモニター調査

調査期間 令和7年10月28日(火)～10月30日(木)

標本構成 18～39歳の男女、40～59歳の男女、60歳以上の男女の計6区分について、それぞれ各500人程度

(イ) 主な調査結果

a 人権全般について

- ・ 「人権が尊重されていないと感じる」と回答した人の割合

全回答者（3,047人）のうち、「日常生活で自身または周囲の人の人権が尊重されていないと感じる」と回答した人は19.3%であった。

また、その具体的な内容を問う設問への回答は、「職場や学校でパワーハラスメントを受けた」が40.4%と最も多く、次いで「身近な人からのモラルハラスメント（言葉や態度による精神的嫌がらせ）を受けた」が30.7%、「学校でいじめ・嫌がらせを受けた」が22.1%だった。

- ・ 誰に相談したか

「日常生活で自身または周囲の人の人権が尊重されていないと感じる」と回答した人に、相談した相手を問う設問への回答は、「誰にも相談しなかった」が57.9%と最も多かった。

- ・ 人権教育・啓発について

各分野の人権課題や施策を問う設問で、「わからない」「特にない」といった回答が30%程度あり、全体的に人権課題への関心の低さが懸念される結果であった。特に、「外国籍県民等」と「性的マイノリティ」の分野の設問では40%以上が「特にない」と回答した。

また、人権施策を推進していくために重要なことを問う設問において「学校における人権教育を充実すること」が最も多く、人権教育の促進のために必要なことを問う設問においては「子どもだけでなく保護者も最新の人権課題を学べる機会を作る」が最も多かった。

- b 各分野について

- ・ 障がい者

障がい者の人権に関する課題を問う設問で、「障がいについての理解が十分でないこと」と回答した人が最も多かった。また、必要な施策を問う設問では、「障がい者本人の意思を尊重する」が最も多かった。

- ・ 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）を知らないと回答した人が全体の34.3%であった。

- ・ インターネットによる人権侵害

どのような問題が起きていると思うかを問う設問で、「個人

や特定の団体への誹謗中傷や差別を助長する書き込み」と回答した人が最も多かった。

- ・ 働く人の人権

指針に追加したほうが良いと思う人権課題として「働く人の人権(カスタマーハラスメントなどの問題)」が最も多かった。

イ かながわ人権政策推進懇話会及び当事者からの主な意見

人権意識調査のほか、今後の指針改定に関するかながわ人権政策推進懇話会及び当事者からの意見は以下のとおり。

- ・ 人権への関心が低い層への対策を検討すべきである。
- ・ ヘイトスピーチなど外国籍県民等をはじめとするマイノリティへの排斥的な風潮が強まっていると感じる。生きづらさを感じてしまうなど、子どもへの影響も懸念される。
- ・ 津久井やまゆり園事件から10年を迎えるこのタイミングで「ともに生きる」を強く打ち出してほしい。
- ・ 「働く人の人権」に関して、カスタマーハラスメントなど、職場におけるハラスメントについて対策が必要である。
- ・ 相談窓口に関して、相談者から信頼されるような体制構築が必要である。

(3) 改定の方向性

ア 人権教育・人権啓発の推進

- ・ 人権意識調査の結果から、子どもへの人権教育だけでなく、人権への関心が低い傾向がある働く世代への人権啓発の推進

イ 相談・支援体制

- ・ 人権意識調査において人権が尊重されていないと感じたことがあると回答した人の中で、誰にも相談しなかった人が多かったことから、相談者が相談してよかったと思えるような、当事者目線に立った相談体制の充実及び周知の強化

ウ 関心の低い人権課題への対応

- ・ 人権意識調査の「人権が尊重されていない状況」や「人権を守るために必要なこと」を問う設問において、「特にない」と回答した

割合が他に比べ多かった人権課題について、理解促進に向けた取組の強化

エ 子ども

- ・ 「神奈川県こども目線の施策推進条例」の制定等のこども目線に立った新たな取組等の反映

オ 女性

- ・ ジェンダーにかかる人権課題に対する取組等の反映について検討
- ・ 川崎市での事件を受け、DV・ストーカー被害者支援施策の取組の強化

カ 障がい者

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の制定等、当事者目線の障害福祉の実現に向けた新たな取組等の反映

キ 同和問題（部落差別）

- ・ 同和問題（部落差別）について、正しい情報を伝えるとともに、インターネット上の差別的な投稿に対する取組の推進

ク 外国籍県民等

- ・ 県内の状況を鑑み、ヘイトスピーチに対し、より効果的な啓発・注意喚起等の取組の強化

ケ 犯罪被害者等

- ・ 川崎市での事件を受け、DV・ストーカー被害者支援施策の取組の強化

コ インターネットによる人権侵害

- ・ SNS等での悪質な投稿に対する取組等の強化

サ 働く人の人権

- ・ 人権意識調査の結果や懇話会において、職場におけるカスタマー

ハラスメントやパワーハラスメントが大きな問題となっており、人権課題として新たに位置付ける。

(4) **改定骨子案**

別紙1のとおり

(5) **今後のスケジュール**

令和8年8月	かながわ人権政策推進懇話会において改定素案を説明
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和9年1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告 指針改定

かながわ人権施策推進指針（骨子案）

改定指針(案)【令和9年3月】

第1章 人権施策の取組みの経緯

第2章 県内の現状と課題（人権意識調査の結果等）

第3章 指針の基本的な考え方

（ともに生きる社会の実現）

- 1 指針の目標
- 2 基本理念
- 3 指針の性格

第4章 施策推進にあたっての県の基本姿勢 （略）

第5章 人権教育・人権啓発の推進

（働く世代への人権啓発）

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進

第6章 相談・支援体制

（当事者目線に立った相談体制の充実）

- 1 県の相談・支援体制の充実
- 2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 3 人権相談窓口の情報提供
- 4 緊急一時保護機能の充実
- 5 相談員研修の充実

第7章 分野別施策の方向

1 子ども

（こども目線条例等こども目線に立った施策推進の新たな取組み等の反映）

2 女性

（ジェンダーにかかる人権課題）

（DV・ストーカー被害者支援施策の取組みの強化）

3 障がい者

（ともに生きる社会かながわ憲章の普及、当事者目線の障害福祉の実現に向けた新たな取組み等の反映）

4 高齢者

5 疾病等にかかる人権課題

6 同和問題

（インターネット上の差別的な投稿に対する取組みの推進）

7 外国籍県民等

（ヘイトスピーチに対するより効果的な啓発・注意喚起等の取組みの強化）

8 貧困等にかかる人権課題

9 犯罪被害者等

（DV・ストーカー被害者支援施策の取組みの強化）

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

11 性的マイノリティ

12 インターネットによる人権侵害

（SNS等での悪質な投稿に対する取組み等の強化）

13 様々な人権課題

（「働く人の人権」を新たに位置付け）

第8章 人権施策の推進体制等

（組織再編を反映）

現行指針【令和4年3月】

第1章 人権施策の取組みの経緯

第2章 指針の基本的な考え方

- 1 指針の目標
- 2 基本理念
- 3 指針の性格

第3章 施策推進にあたっての県の基本姿勢 （略）

第4章 人権教育・人権啓発の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進

第5章 相談・支援体制

- 1 県の相談・支援体制の充実
- 2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 3 人権相談窓口の情報提供
- 4 緊急一時保護機能の充実
- 5 相談員研修の充実

第6章 分野別施策の方向

1 子ども

2 女性

3 障がい者

4 高齢者

5 疾病等にかかる人権課題

6 同和問題

7 外国籍県民等

8 貧困等にかかる人権課題

9 犯罪被害者等

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

11 性的マイノリティ

12 インターネットによる人権侵害

13 様々な人権課題

第7章 人権施策の推進体制等

6 (仮称) 一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について

令和7年4月の児童福祉法改正に伴い、都道府県は令和9年9月までに「一時保護委託者の登録等に関する基準」を条例で定める必要があり、今後、条例制定に向けた準備を進めていくため、その概要について報告する。

(1) 制定の趣旨

令和6年4月に施行された改正児童福祉法に基づき、令和7年4月、県は児童相談所に設置している一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めたところだが、その時点では、一時保護を民間施設に委託する場合の委託先にかかる設備及び運営に係る基準を定めなければならないとされる規定はなかった。

令和7年4月に児童福祉法が改正され、都道府県は令和9年9月までに一時保護の委託先となる民間施設に関する設備及び運営について条例により基準を設けなければならないこととされたことから、今般、新たに条例を制定しようとするものである。

(2) これまでの経過

令和6年4月	改正児童福祉法施行 (都道府県は、施行日から起算して1年を超えない期間内で一時保護施設の設備・運営基準を条例で定めなければならない。)
6月 ～令和7年12月	国のこども家庭審議会児童虐待防止対策部会において、一時保護委託の登録制度等が検討される(こども家庭庁主催)
令和7年4月	一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例の施行 改正児童福祉法成立(一時保護委託の登録制度創設)
令和8年3月	国の「一時保護委託者の登録等に関する基準」の公布
10月	改正児童福祉法施行 (都道府県は、令和9年9月末までに、一時保護委託者の登録等に関する基準を条例で定めなければならない。)

(3) 条例素案の基本的な考え方

令和8年4月に施行された改正児童福祉法の規定に基づき、以下の事項については内閣府令で定める基準に従い、それ以外の事項については内閣府令で定める基準を参酌して条例素案の検討を進める。

- ・ 一時保護に従事する者の要件
- ・ 一時保護を行う施設に係る居室その他当該施設の設備に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するもの
- ・ 一時保護の実施に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

(4) 今後のスケジュール

令和8年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告
令和9年2月	第1回県議会定例会に条例議案を提出
4月	条例の施行

7 「神奈川県手話推進計画」の改定について

これまでの県の取組状況や令和7年6月に制定された「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」を踏まえ、より一層の手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県手話推進計画（以下「計画」という。）を改定する。

(1) 計画改定の概要

ア 計画の位置付け

神奈川県手話言語条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を策定する。

イ 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

ウ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 計画名称の変更

手話が、独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な「言語」であるとする条例の基本理念を明確化し、県民の理解の促進を図るため、計画名称を「神奈川県手話言語推進計画」に変更する。

イ 手話の獲得・習得支援、学ぶ機会等の充実

手話を必要とする者に対する施策及び県民が手話を学ぶ機会の充実を図るため、各施策の目的や対象者が明確になるよう現行計画の構成を見直し、それぞれを独立した大柱として位置付ける。

ウ 非常時における手話による情報取得等のための体制整備

自然災害や感染症拡大時などの非常時に、必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができる体制の整備を、大柱である「手話を使用しやすい環境の整備」内に、新たに中柱として位置付ける。

エ 市町村との連携及び協力

令和5年3月の条例改正において規定を追加した市町村との連携及び協力について、新たに大柱として位置付ける。

(3) 改定骨子案

別紙2のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和8年7月	改定計画素案に係る当事者団体等へのヒアリング
8月	県手話言語普及推進協議会において改定計画素案を審議 県障害者施策審議会及び県社会福祉審議会に改定計画素案を報告
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
10月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和9年1月	県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議
3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 県障害者施策審議会及び県社会福祉審議会に改定計画案を報告 改定計画の決定

神奈川県手話言語推進計画（骨子案）

第1章 計画の概要

I 計画の趣旨と基本方針

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画が目指すもの
- 4 計画の期間

II 手話を取り巻く状況

第2章 施策の展開

大柱1 手話の普及

（中柱1）手話やろう者、盲ろう者等への理解促進

（中柱2）手話の普及推進

大柱2 手話の獲得・習得支援及び手話による教育の推進

（中柱1）乳幼児期からの手話の獲得・習得支援

（中柱2）学校における手話による教育の推進

大柱3 手話に関する学習の振興

（中柱1）学校で手話を学ぶ機会の充実

（中柱2）地域で手話を学ぶ機会の充実

大柱4 手話を使用しやすい環境の整備

（中柱1）手話が使用される機会等の充実

（中柱2）非常時における手話による情報取得等のための体制整備

（中柱3）手話通訳の充実等

大柱5 市町村との連携及び協力

（中柱1）市町村と連携した手話の普及等

（中柱2）市町村における手話の普及等に関する施策の推進支援

第3章 計画の推進体制

I 推進体制

II 進行管理

III 資料

8 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画の中間年の見直しについて

令和6年度から11年度までの6か年計画として策定した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）について、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の内容等を踏まえ、中間年の見直しを行うので報告する。

(1) 見直しのポイント

ア 基本指針の内容を踏まえた見直し

(ア) 基本指針に新たに盛り込まれた取組や成果目標の追加

- ・ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に係る取組を追加
- ・ 就労選択支援利用者数等の成果目標を追加
- ・ 高次脳機能障害者支援に係る活動指標を追加 など

(イ) 障害福祉サービス等の見込量の設定

令和9年度から11年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込を設定

イ 新たな指標を設定

障がい当事者の意見を踏まえて検討した「障がいのある人が、日ごろの生活の中で、施設や設備、制度などがなかったり、障がいへの理解が足りなかったりすることで、困りごとや不自由さを感じていると思う割合」を、基本計画の達成度を象徴的に表す新たな指標として設定する。

ウ その他

基本計画の策定後における本県の障がい福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の追加等を行う。

- ・ 神奈川県立福祉機構の設立に伴い、関係する取組を追加
- ・ 手話に関する施策の推進に関する法律の施行に伴い、関係する取組を追加 など

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和8年9月 | 障害者施策審議会において見直し素案を審議(1回目) |
| | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に同案を報告 |
| 11月 | 障害者施策審議会において見直し素案を審議(2回目) |
| 12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に同案を報告 |
| 令和9年2月 | 障害者施策審議会において見直し案を審議 |
| 3月 | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に同案を報告
見直し実施(見直し後の基本計画を公表) |

9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について

令和8年4月1日に設立した地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の運営等について報告する。

(1) 法人の概要

ア 名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

イ 所在地

足柄上郡中井町境218

ウ 目的

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。

エ 業務の範囲

- (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (イ) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

オ 運営する施設

神奈川県立中井やまゆり園（障害者支援施設）

カ 設立日

令和8年4月1日（令和8年3月25日総務大臣認可）

キ ホームページ

<https://kanawel.jp>

(2) 組織体制

ア 役職員数

役員 8人（外部理事及び監事を含む）
法人採用職員 115人（福祉職100人、事務職9人、看護師4人、
栄養士1人、運転員1人 ※非常勤職員を除く）
県職員 53人（福祉職34人、事務職18人、看護師1人）
（令和8年6月1日時点）

イ 組織

別紙3のとおり

ウ 役員及び幹部職員（令和8年4月1日任命）

(ア) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	橋本 和也	前神奈川県副知事
副理事長	熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター教授
副理事長	川名 勝義	前神奈川県福祉子どもみらい局長
理事	綾屋 紗月	東京大学先端科学技術研究センター教授
理事	出縄 守英	神奈川県知的障害福祉協会会長、 社会福祉法人進和学園理事長
理事	二俣 泉	昭和音楽大学音楽学部教授
監事	佐藤 彰一	國學院大學名誉教授、PAC法律事務所代表
監事	澁谷 耕一	神奈川県政策顧問、 リッキービジネスソリューション株式会社代表取締役

(イ) 幹部職員

役職名	氏名	備考
研究センター長 兼人材育成センター長	向井 義	株式会社薫化舎代表取締役会長
中井やまゆり園統括園長	高橋 朋生	神奈川県からの派遣職員
中井やまゆり園長	佐々木 崇	神奈川県からの派遣職員
経営企画室長	根本 崇	神奈川県からの派遣職員
経営企画室 企画調整担当課長	嶋田 慶一	法人採用職員
チーフ・プロジェクト・ オフィサー	大川 貴志	法人採用職員

(3) 職員研修の状況

ア 導入研修

法人採用職員に対して、4月1日から4日間かけて、当事者目線の障害福祉の実践のために、法人が目指す方針や体現すべき職員の規範について講話及び講義、交流を通じて理解を深めた。

(主な研修内容)

- ・ 理念研修（法人理念を実現するための心構え）として、当事者研究や障害福祉の歴史、倫理綱領について学んだ。
- ・ 利用者とその家族との関係性構築のため、利用者と交流体験と家族との交流会を実施した。
- ・ 基礎的な支援技術の習得として、記録の書き方、救命救急（BLS）、健康管理等について学んだ。

※ 勤務都合により、上記日程に参加できなかった職員に対しては、4月23日の対面研修と動画研修により同内容を補完した。

イ 現場実践研修

理念研修を繰り返し行うことにより法人理念の定着を図る。また、現場勤務の中で活用できる支援技術に関する実践研修を積み重ねることで、導入研修における学びを深化させていく。

(主な研修内容)

- ・ 利用者の支援記録を読み、生活史を作成・共有する。
- ・ 基礎的な介護技術の研修を繰り返し行い、徹底的に技術を身に付ける。

(4) 中井やまゆり園利用者・家族との交流等の状況

- 4月1日 中井やまゆり園利用者への宣誓書交付
中井やまゆり園利用者、家族及び職員の交流会
- 3日 お花見
- 4日 家族参加デー
- 18日 家族会
- 5月16日 家族会
- 6月1日 法人設立式典（家族参加デー）
- 20日 家族会

(5) 4月23日付け厚生常任委員会で議論された法人の人事に関する利用者・家族・職員への説明状況

ア 利用者

4月24日中に統括園長から説明

イ 家族

- ・ 4月24日 全家族あてに法人から書簡を郵送
- ・ 5月16日 家族会において法人から口頭で説明
- ・ ～6月末 個別の面談時に意見聴取

ウ 職員

4月24日から5月1日にかけて副理事長等から説明

(6) 法人設立式典の実施

日時：6月1日(月)10:00～12:00

場所：中井やまゆり園 講堂

プログラム：

- ・ 利用者による開会宣言
- ・ 理事長あいさつ
- ・ 知事基調講演
- ・ 法人の取組の説明 ほか

主な出席者：

- ・ 利用者及び家族・後見人
- ・ 知事、副知事
- ・ 県議会議員（議長、厚生常任委員会委員、地元選出議員）
- ・ 市町の長等（4市5町）ほか

※ なお、第2部として、市町の障害福祉主管課長や近隣の障害福祉サービス事業所の長等を招待した式典を開催

(7) 県としての関与

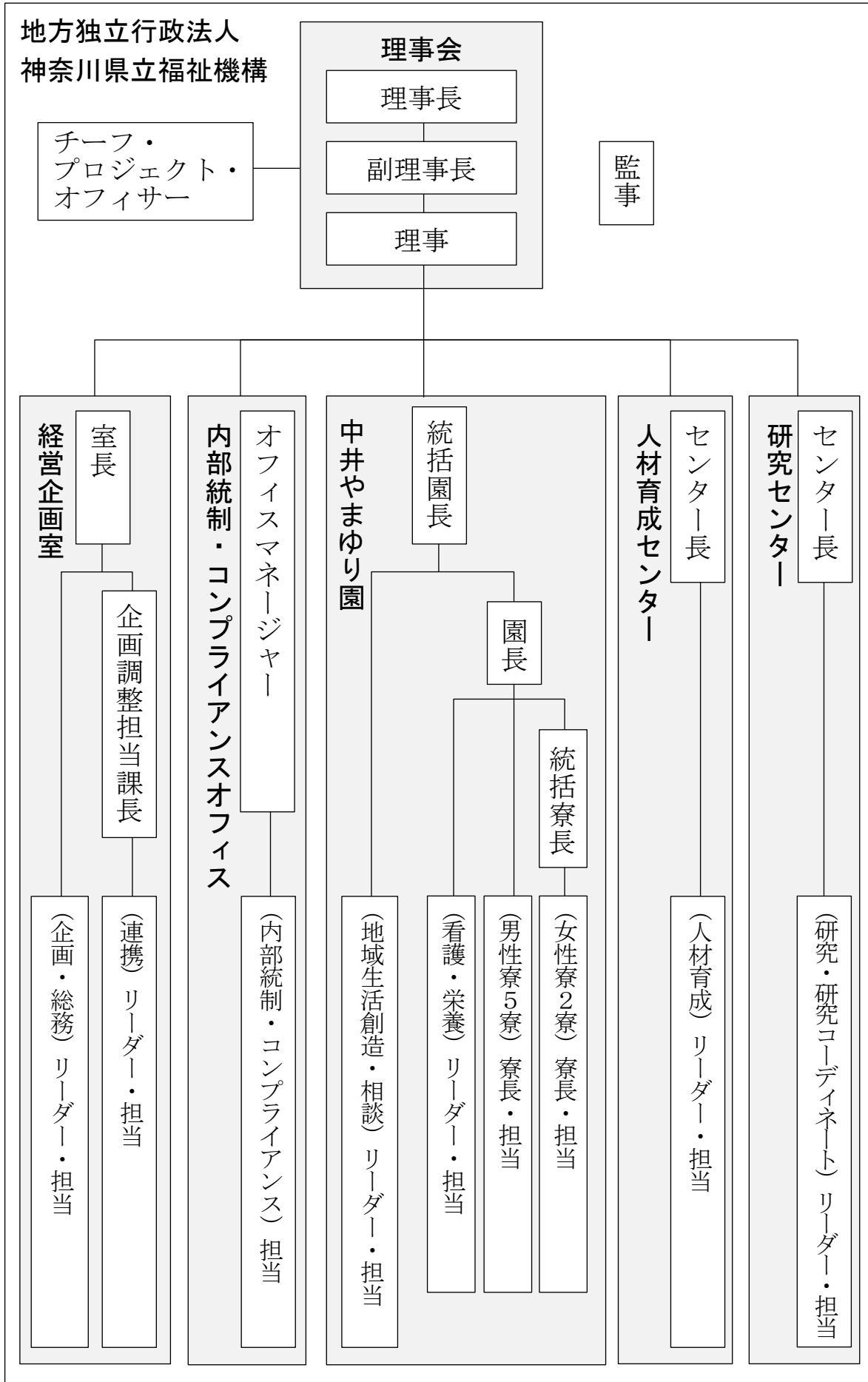
ア 法人の運営面での関わり

【中期目標の項目】 県の関与	決議文
<p>【運営の見える化・県への報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事と理事長の意見交換等による定期的な情報共有 ・県職員の家族会への出席、意見交換 	<p>5. 予算執行や施設運営において透明性の確保</p> <p>3. 利用者・家族への丁寧な説明</p>
<p>【当事者目線の支援・福祉科学研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査等を通じた定期的な運営確認・助言 ・倫理審査委員会の立ち上げ等、研究実施に向けた支援 ・県内障害者支援施設への好事例の横展開 ・福祉機構の成果をとりまとめた国等への政策提言 	<p>2. 利用者の権利擁護と安全確保</p>
<p>【当事者目線の支援を実践する人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が掲げる福祉人材の確保・養成方針との調和を図るための指導助言 ・機構の研修実施における事例紹介、講師推薦、団体調整等による運営支援 	<p>1. 職員全体で理念を共有し、研修体制を改善</p>
<p>【運営体制の確保・組織の適正な運用・財務内容の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員派遣（53人） ・理事会へのオブザーバー参加 ・利用者・職員の満足度調査結果の確認 ・随時相談による県庁職員の運営確認・助言 ・財政的援助団体監査（出納事務等） ・施設の維持管理に関する支援 	<p>4. 風通しの良い職場環境の確立</p> <p>5. 予算執行や施設運営において透明性の確保</p>

イ 法令等に基づく関わり

障害者総合支援法に基づく指導及び監査や、地方独立行政法人法に基づく中期目標などにより、県立福祉機構に対し必要な関与を行っていく。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 組織図



10 今後の県立障害者支援施設のあり方について

県は、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。

各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のうち、県直営のさがみ緑風園を除く県立施設の指定期間が令和9年度で終了する中、県立施設の方向性について改めて整理するため、今後、ビジョンを改訂する方向で検討している。

そこで、現在の取組状況等を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 〔 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。 〕	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園の詳細については、「9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について」で別途報告。

(1) 「民間法人へ移譲」とした施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、身体障害者に対する地域の障害福祉サービスの拡充に伴い、入所者の減少が続き、現在の入所者数は21名（定員40名）である。
- このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- 最重度の身体障害者用の施設として、ゆとりを持ったつくりの建物で、民間施設に比べて広く、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用について地元自治体など関係機関にヒアリングを行ったが、特

別養護老人ホーム等の他の福祉施設としての利用のニーズは、現時点でないことを確認した。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 令和8年4月から、使用していない建物の1階部分を児童相談所の一時保護所として活用している。
- ・ こうした県有財産としての新たな用途も踏まえた上で、民間法人への移譲条件等を引き続き整理する必要がある。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ これまで高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、民間施設における取組の進展により、その役割は低下している一方で、加齢による身体機能の低下等により家庭やグループホーム等で対応できなくなった場合の短期入所など、一時利用先として期待されている。
- ・ 現指定期間における地域生活移行の取組では、入所者は、75人（定員112人、短期入所含む）まで減少し、指定管理者は、更なる地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 現在の土地・建物を民間法人へ移譲する場合、定員縮小後の施設規模に比して、土地・建物等のハードが大きく、国報酬を基軸とした収入体系で維持、管理していくことは困難である。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、交通アクセスが不便で、また施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されているなど、将来的には他地域への移転や建物の移設等を進める必要がある。
- ・ このため、民間法人が現在の土地・建物を活用して、将来に渡り施設運営を継続することは考えにくく、いずれ建替えや移転が必要となり、その場合、移譲先法人の負担が大きい。
- ・ このため、現状では入所定員を縮小しながら、民間法人に移譲する方向で検討するが、移譲後に民間法人が、現在の土地・建物を保有するリスクを軽減しながら、安定的な施設運営ができるよう、検討する必要がある。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 県立施設としての役割は低下したため、民間法人へ移譲する方向で検討を進めるが、移譲に当たっては、既存の土地・建物の管理の方法等を含め、移譲条件を整理していく。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 現指定期間において、通過型施設を目指し、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組み、利用者は61人（定員112人）まで減少しており、このまま定員を減少させれば、民間法人が効率的に運営することができる規模になる見込みである。
- ・ 一方、障害児施設は、県所管域では県東部唯一の障害児施設であり、入所を一手に引き受けている実態があり、また、中核市である横須賀市からも入所枠を確保するよう要請を受けるなど、施設としてのニーズは高い。

(イ) 検討状況

- ・ 利用者の減少に伴い、施設運営に実績のある民間法人であれば、県立施設という位置付けに頼ることなく、これまでの支援ノウハウや関係機関とのネットワークを生かし運営できる可能性が高い。
- ・ ただし、移譲する場合、譲渡する土地は、縮小する定員に応じ、民間法人が効率的に管理できる規模まで縮減する必要がある。
- ・ また、建物の老朽化が進んでいるため、移譲先法人は縮減後の定員規模に応じた施設を新たに整備する必要があるが、その際、集団生活が難しいと指摘される強度行動障害のある方を支援するための小規模ユニットケアの導入が求められ、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ なお、民間法人への移譲後も、障害児施設においては、被虐待児の緊急受入れなど広域的な役割も期待されており、これまでの支援水準を維持するため、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ また、移譲後は、住宅地に所在する施設の特徴を生かし、地域に溶け込んだ施設運営が実現できるよう、自治会や他法人、NPO等と密接に連携した取組が期待される。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 民間法人の多様なノウハウを活用して、横須賀・三浦圏域における本施設への期待に応え、役割を果たすことを目指し、民間法人へ移譲する方向で検討する。
- ・ 移譲に当たっては、事業の安定的な継続性を確保するとともに、増加する被虐待障害児の保護や施設の老朽化、小規模化、ユニット化対策を含めた将来的な施設のあり方を含め、移譲条件を検討する。

(2) 「引き続き方向性を検討」とした施設

ア 芹が谷やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 令和5年度からの指定管理では、通過型施設を目指して地域生活移行に積極的に取り組むとしているが、その取組はまだ道半ばである。
- ・ 地域生活移行を進める一方、新たな入所ニーズに応え、かつ、地域の短期入所希望に応じ、令和7年11月から施設入所率は100%に達し、短期入所の稼働率も100%を超えている。
- ・ 短期入所の希望は、計画的なレスパイト利用、緊急的な一時受入れともに増加し、受入れのキャパシティを常時超過しているが、真に受入れが必要な場合は断らない姿勢を貫いている。
- ・ 住宅地や学校、商業施設に近接し、歴史的にも地域住民との関わりが深いといった他の県立施設にはない特色がある。

(イ) 検討状況

- ・ 地域からは、敷地・建物を地域の子育てや孤独・孤立対策、防災などの社会課題の解決に活用することについて期待する声が寄せられ、今後、地元自治会や地域で活動するNPO等との協働について検討を進めることが期待されており、その取組は県内他施設のモデルケースにもなり得る。
- ・ 地域生活移行先となるグループホーム等の開拓を進め、施設利用者の流動性を高めて新たな利用ニーズにも対応していく必要がある。
- ・ 県は、他の県立施設や民間施設との責任・役割の分担を進め、県全体で真に施設利用が必要な重度障害者の暮らしを支える必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 本施設に期待される役割を果たすために、県立施設として、県の障害福祉施策の中心的な役割を果たすとともに、新たな社会課題の解決に先駆的に取り組むなど、県内他施設のモデルケースとなるよう、現在の指定期間終了後のあり方を引き続き検討する。

イ 津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 令和3年の再整備後、5年が経過したが、当事者目線の支援の実践や地域生活移行の取組は、まだ道半ばである。
- ・ 園の取組を更に推し進めていくためには、現在の施設運営体制と職員配置を継続していく必要がある。
- ・ 津久井やまゆり園事件後、毎年追悼式を実施するなど共生社会の実現に向けた発信拠点となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、中山間地域に所在し、高齢化・過疎化の進展や、地元の市立診療所が他地域の診療所との統合が進められるなど、他の県立施設と異なる特別な地域事情のもとにある。
- ・ そうした中であっても、指定管理者は地域での活動拠点として従たる事業所の開設等を進めてきたが、旧津久井郡内は障害福祉サービス事業所が限られ、昼夜分離が進められる環境に乏しく、通過型施設としての地域生活移行を進めるためには、県としても、更に工夫を重ねていく必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。
- ・ 今後も、県として、津久井やまゆり園事件に対する継続的関与が必要であるとともに、先駆的な意思決定支援の実績を生かした当事者目線の支援の実践や人材育成を進める必要がある。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 事件を経験した施設として、共生社会の実現に向けた発信拠点として、現在進めている農福連携など「ともに生きる社会かながわ憲章」を実践するモデル施設としての取組の充実化を図ることが必要である。
- ・ 特有な条件下にある施設としての役割を果たすためには、県立施設として安定した施設運営を支えることが欠かせないことなどを踏まえ、現在の指定期間終了後のあり方を引き続き検討する。

ウ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 現指定期間において、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組み、利用者は、88人（定員120人）まで減少している。

- ・ 指定管理者は、現在の多床室を解消し、一人ひとりの障害特性に応じた生活環境を用意するため、60人程度まで定員規模の縮小を目指し、取り組んでいる。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地しており、こうした特色を持つ本施設を、中井やまゆり園とともに県立福祉機構が一体的に運営することにより、障害者の地域生活実現に向けた研究や人材育成の更なる進展が期待される。
- ・ 建物は、多床室が多く老朽化が進んでいるため、県は、小規模化に合わせ個室化などの対策や、設備の修繕等、老朽化対策を行う必要がある。
- ・ また、地域資源が豊富な地域の特性を生かし、積極的に地域生活移行を進め、入所規模の更なる小規模化と短期入所の拡充など、地域生活支援拠点化を進めることを検討する。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ こうした本施設に期待される役割を果たすため、県立福祉機構による運営への移行を視野に入れて、引き続き検討する。
- ・ 移行後は、当該地域で現指定管理者をはじめとする民間法人やNPO等が築いた多くの社会資源と連携して、地域の障害福祉のニーズを受け止めるモデル地区を作り上げることが期待される。

(3) 指定管理施設における今後のスケジュール

現指定期間終了後の各施設の方向性については、「民間移譲」「地方独立行政法人への移行」「指定管理者制度の継続」といった選択肢があるが、現指定管理者による管理運営状況を検証し、指定管理者制度による管理運営の有効性について評価した上で、令和10年度以降の運営方法について検討していく。

令和8年7月	指定管理者制度モニタリング会議
8月	働き方・行政改革推進本部及び同幹事会
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に報告（指定管理募集予定施設等）

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法 指定管理者 指定期間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
神奈川県立 中井やまゆり園 (中井町)	地方独立行政法人 神奈川県立福祉機 構	知的	105人	築26年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築23年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 社会福祉法人 同愛会・白根学園	知的	66人	築4年 (個室)
	令和5年4月から 令和10年3月まで			
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 社会福祉法人 かながわ共同会	知的	66人	築4年 (個室)
	令和5年4月から 令和10年3月まで			
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 社会福祉法人 かながわ共同会	知的	120人	築40年 (多床室中心)
	平成28年4月から 令和10年3月まで			
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 社会福祉法人 かながわ共同会	知的	112人	築31年 (多床室中心)
	平成28年4月から 令和10年3月まで			
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 社会福祉法人 清和会	知的 (児・ 者)	40人 112人	築43年 (多床室中心)
	令和5年4月から 令和10年3月まで			